

所属長同意書

年 月 日

上越教育大学長 殿

所属長（校長等）

学 校 名

職名・氏名

印

上越教育大学大学院専門職学位課程に出願予定の下記の者が、「遠隔教育活用修学プログラム」へ申請するに当たり、所属校に勤務しながら「遠隔教育活用修学プログラム」を受講することについて同意します。

記

出願予定者

氏名：_____

【参考】遠隔教育活用修学プログラム（専門職学位課程）

- (1) 遠隔教育活用修学プログラムとは
このプログラムは、現職教員を対象として、居住地を離れることなく、所属校に勤務しながら学ぶことができる遠隔教育を活用したプログラムです。
- (2) 遠隔教育活用修学プログラムの修業年限（長期履修学生制度を利用）
このプログラムの修業年限は、出願者の受講申請に基づき、3年から5年以内となります。
- (3) 遠隔教育活用修学プログラムを申請できる方
次の①から③のいずれにも該当する方が対象です。
 - ① 本学大学院専門職学位課程の出願者で、初等中等教育における3年以上（令和7年4月1日現在）の教職経験を有する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常勤の者に限る。）の職にある者
なお、教職経験については次の期間を含みます。
 - ア 非常勤の職については、勤務形態が常勤の職員と同等である期間
 - イ 発達支援教育実践研究コース（幼年教育領域）においては、保育所（無認可のものを除く。）又は認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く。）での保育経験の期間
 - ウ 発達支援教育実践研究コース（特別支援教育領域）においては、施設・医療機関・教育訓練機関等において障害児・者に関わる支援・指導等に職員（勤務形態が常勤の職員と同等である非常勤の職を含む。）として従事した期間
 - ② 教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者
 - ③ 所属校に勤務しながら遠隔教育活用修学プログラムを受講することについて、所属長（校長等）の同意が得られる者
- (4) 遠隔教育活用修学プログラムの授業の形態及び実施方法
 - ① 授業は、夜間、対面方式の集中（夏季休業などの長期休業を利用したスクーリング）及び不定期（授業担当教員と受講者で日程を調整し、受講日を決定）で行います。
 - ② 夜間及び不定期で行う授業は、オンライン授業を基本とします。
 - ③ 実習科目（学校支援フィールドワーク）は、勤務校の協力を得ながら、指導教員（アドバイザー）によるオンライン指導及び訪問指導の下で、勤務校において原則実施します。
実習は、勤務時間外（放課後等）の時間に教育評価、データ収集、分析などを行うことに加えて、職務専念義務の免除を活用することも考えられます。
なお、本プログラムを申請した方の経験及び実績が一定の基準を満たす場合は、入学後の申請に基づき、実習科目（10単位：300時間）の一部（6単位：180時間）を免除する制度があります。
- (5) 授業料（年額）
本学が定めた授業料年額×標準修業年限（2年）÷長期履修期間（3～5年）
※ 通常の学生2年分の授業料を3～5年間で分割納付することになります。
- (6) 申請方法
次の①から③の書類に必要事項を記入し、大学院の入学試験の出願書類に同封し、提出（申請）してください。
なお、本プログラムの申請のために「長期履修学生申請書」を提出する必要はありません。
 - ①遠隔教育活用修学プログラム受講申請書
 - ②所属長同意書（遠隔教育活用修学プログラム受講申請者）
 - ③在職期間証明書※ 本プログラム申請時の所属が変更になった場合には、新しい所属長による同意書を再度提出してください。
- (7) 申請期間
前期、中期及び後期の各募集とも、本学大学院の出願期間と同じ期間です。
- (8) 受講可否の選考方法
大学院専門職学位課程の入学試験における口述試験の中で選考を実施し、大学院入試の合否判定とともに受講の可否を決定します。
- (9) 受講許可者の発表
合格者の発表日と同日
本プログラムを申請した方については、大学院の合格により本プログラムの受講を許可します。
- (10) 遠隔教育活用修学プログラムについての問い合わせ先
上越教育大学 教務課教学支援チーム
電話 025-521-3275 E-mail: kyosien@juen.ac.jp